

# データセンター・コネクティビティサービス特別約款

(第 2.0 版)

平成 25 年 5 月 1 日現在

株式会社 TOKAI コミュニケーションズ

## 目次

第1条	(約款の適用)	3
第2条	(約款の適用範囲)	3
第3条	(用語の定義)	3
第4条	(サービスの種類等)	3
第5条	(サービスの提供)	3
第6条	(提供場所)	3
第7条	(非常時の措置)	3
附 則		4

## 第1条 (約款の適用)

1. 株式会社 TOKAI コミュニケーションズ(以下、「当社」といいます。)は、「データセンター・サービス基本約款」(以下、「基本約款」といいます。)および「データセンター・コネクティビティサービス特別約款」(以下、「本特約」といいます。)に基づき、次のサービス(以下、両サービスを総称して「本サービス」といいます。)を提供します。

## 1) コネクティビティサービス

本特約に基づき、当社が契約者に提供するネットワーク接続に関するサービスです。

2. 本サービスの利用を本特約に基づき承諾された者(以下、「契約者」といいます)は、本サービスの利用にあたり基本約款および本特約を遵守するものとします。

## 第2条 (約款の適用範囲)

1. 本特約は、基本約款とともに、当社と契約者との間の本サービスに関する全ての事項について適用されます。
2. 本特約と基本約款の内容が矛盾、抵触するときは、本特約に定められた内容が優先して適用されます。
3. 当社は必要に応じて、本特約とは別に本サービスの円滑な運用を図るために必要な事項を定めることができます。
4. 当社が必要に応じて定めて契約者に通知した、本サービスの円滑な運用を目的とした利用に関する書面は、本特約の一部を構成します。
5. 第3項の事項を定めた場合、当社は、契約者に対し、すみやかにその旨を通知します。

## 第3条 (用語の定義)

1. 本特約において使用する次の用語は以下のことを意味します。

## ①基本サービス

基本約款に基づいて契約者に提供するコロケーションサービスを指します。

## 第4条 (サービスの種類等)

1. 契約者が本サービスを利用する場合の仕様や責任分解点などの基本的な技術事項は、当社が別途定めるサービス仕様書(以下、「仕様」といいます。)にもとづきます。

## 第5条 (サービスの提供)

1. 当社は、本サービスを基本サービスの契約者に対して提供します。
2. 当社は、契約者にインターネット接続や回線接続等を利用するためのサービスを提供します。
3. 当社は、本サービスを契約者により設置・運用管理されているサーバ等に対して提供します。

## 第6条 (提供場所)

1. 当社が本サービスを提供する場所は、基本サービスにて提供する場所と同じとします。

## 第7条 (非常時の措置)

1. 契約者の本サービス利用において、当社は次の各号の措置をとることがあります。
  - 1) 通信トラフィックが著しく増加し、そのことにより当社のサービス用施設に過度の負荷が発生している場合またはその恐れがあると当社が判断した場合、当社は、当社の安定したサービス提供を確保するため、本サービスの利用の制限または一時停止その他当社が適切と判断した措置を行います。
  - 2) 帯域共用型の契約者で、利用アクセスにより通信トラフィックが著しく増加し、その結果、帯域を共用する他の契約者のサービス利用に著しい制限もしくは不都合を与えている場合または与える恐れがあると当社が判断した場合、当社は、本サービスの利用の制限または一時停止その他当社が適切と判断した措置を行います。なお、帯域共用型の契約者は、自らの業務量増加等によりトラフィックが急激に増加した場合または予想される場合、すみやかに当社へ申し入れを行い、適切な処置を行うものとしします
  - 3) 当社は、法令に基づき権限を有する公的機関から適法な手続きにより要請または命令を受けた場合、契約者に対し、本サービスの利用の制限、一時停止、立ち入り拒否その他当社が適切と判断した措置を行う場合があります。

#### 附 則

1. 本約款は、平成 25 年 5 月 1 日から実施します。
2. 本約款実施の日において、「TOKAI コミュニケーションズ データセンター・コネクティビティサービス特別約款」は「データセンター・コネクティビティサービス特別約款」に変更します。